

# 市役所からの お知らせ

## 国民健康保険

保険料の納付には口座振替を

国民健康保険料の納付は、納め忘  
れのないように、指定した口座から  
自動的に月々の保険料が引き落とさ  
れる口座振替が便利です。

口座振替を利用されていない方は、  
キャッシュカードを持って健康増進  
課で手続きをしていただくか、通  
帳・通帳届出印・保険証を持って、  
指定の金融機関、郵便局、ゆうちょ  
銀行の各窓口で手続きを行ってくだ  
さい。

問合せ 健康増進課 ☎(275)6374

## 後期高齢者医療

7月から普通徴収(口座振替や  
納付書による納付)が始まりま  
す

後期高齢者医療保険では、普通徴  
収分については暫定保険料がないた  
め、4月から6月の間は口座振替や  
納付書による納付はありません。た  
だし、過年度分に対する保険料につ  
いては、過年度分の口座振替は不可  
のため、納付書を送付します。

7月中旬に今年度の保険料決定通  
知等を送付しますが、普通徴収のみ  
の方は、年間保険料を7月から翌年  
3月までの9回で納付いただくこと  
になります。

問合せ 健康増進課 ☎(275)6392

## 税

自賠責保険・共済なしでの運行  
は法令違反です

自賠責保険・共済は自動車損害賠  
償保障法に基づき、原動機付自動車  
を含む全ての自動車1台ごとに加入

## 2市1町広域連携企画

泉大津市・高石市・忠岡町の  
気になる情報をお届けします！

### 泉大津市

#### いずみおおつ“未来トーク”

泉大津市で進めている、さま  
ざまな取り組みについて、皆さ  
んと市長が意見を交換します。  
子ども連れの人々の参  
加も可能です。

日時 5月25日(土)  
午後1時～2時30分

場所 泉大津市役所

対象 泉大津市の取り組みに関  
心のある方

募集 10人程度(申込多数の場  
合は抽選)

問合せ 5月15日までに泉大津  
市人権くらしの相談課へWeb・電  
話・郵送・FAX のいずれかで申込

申込 ☎0725(33)1131



### 高石市

#### 高石シーサイド フェスティバル 2024

5万人が集まる  
高石市のイベン  
ト！花火大会を  
座って見ること  
ができる席の販  
売もあります。  
詳しくは市ホー  
ムページをご覧  
ください。

日時 6月2日(日)正午～午後9時  
(花火大会は、午後8時から)

場所 浜寺公園・浜寺水路

問合せ 高石シー  
サイドフェスティ  
バル実行委員会事務局

☎(275)6138



### 忠岡町

#### 忠岡町図書館おはなし会

忠岡町図書館  
では、子どもた  
ちに大きな夢を  
と、子ども向け  
に「おはなし会」  
を開催しています。

ドキドキ、ワクワ  
クの探険や冒険、お城のお姫様  
にもなれる、おはなし体験。皆  
さん、ぜひお越しください。

日時 毎週水曜日 午後3時から

場所 忠岡町図書館  
(忠岡町文化会館2階)

問合せ 忠岡町図書館

☎0725(33)1153



が義務づけられています。万一の自動車事故の際に、加害者の賠償責任を担保することで被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

四輪車はもちろん、車検制度のない250cc以下のバイク（電動キックボードを含む原動機付自転車・軽二輪自動車）は有効期限切れ、かけ忘れにご注意ください。

※市役所で自賠責保険等の加入手続きはできません。自賠責保険等の各取扱代理店で加入手続きを行ってください。

問合先 税務課 ☎(275) 6097

### 6月から定額減税が実施されます

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、定額減税が実施されます。令和6年度分の個人市・府民税の定額減税については、お送りする納税通知書をご確認ください。

対象 前年の合計所得金額が、180.5万円以下（給与収入2000万円

円以下に相当）の個人住民税所得割の納税義務者

減税額 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円（詳しくは市ホームページをご確認ください）

※令和6年分所得税の定額減税は、国税庁のホームページをご覧ください。

問合先 税務課 ☎(275) 6097



### 固定資産税・都市計画税の納税通知書をご確認ください

本年1月1日現在で市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に、令和6年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を5月初旬に送付します。なお、免税点未満（課税標準額で土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円未満）の場合には送付されません。

また、納税通知書の固定資産課税明細書には、土地一筆、家屋一棟単位でそれぞれ所在地番、面積、税額等を記載していますので、内容に誤

りがないかご確認ください。

問合先 税務課 ☎(275) 6109

### 固定資産税等の減免

自ら居住している自己居住用資産（土地・家屋を所有している方のうち、次の条件をすべて満たす方は申請により当該資産の固定資産税・都市計画税の2分の1が減額される場合があります。

- ①1月1日現在で、所有者が寡婦、ひとり親、特別障がい者、または65歳以上のいずれかであること
- ②所有者及び所有者と生計を一にするすべての方の、前年中の所得金額が所定の範囲内であること
- ③所有者が自己居住用資産以外の固定資産を所有していないこと
- ④固定資産税と都市計画税の合計年税額が5万円以下であること
- ⑤自己居住用家屋の延床面積が70㎡以下であること

※申請は第1期納期限（5月31日）までに行ってください。

申請・問合先 税務課

☎(275) 6109

## 固定資産税・都市計画税・軽自動車税・自動車税 (種別割) (種別割)

納期限は、

**5月31日** 金

固定資産税……………1期分  
都市計画税……………1期分  
軽自動車税……………全期分

問合先 税務課 ☎(275) 6094

自動車税

問合先  
府自動車税コールセンター  
☎0570 - 020156

納税通知書に記載の金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください

## 国民年金

### 第1号被保険者への 独自給付を「ご存知ですか」

#### ▼死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた方が、何の年金も受けずに死亡した場合、生計を同じくしていた遺族（配偶者、子ども）に支給されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

金額は、保険料を納めた期間に応じて、12万円～32万円になります。また、付加保険料を納めた月数が3年以上ある場合は、8500円が加算されます。

#### ▼遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次のいずれかの方が亡くなられたときに、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

#### ①国民年金の被保険者

②国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所がある60歳以上65

#### 歳未満の方

③老齢基礎年金の受給権者または受給資格期間を満たしている方

※①②の場合は、死亡月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間（納付猶予期間・学生納付特例期間を含む）を合わせた期間が3分の2以上の方を対象とします。または、死亡月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がない場合でも受給できます。

遺族基礎年金の額は、子のある配偶者が受ける場合、基本額（81万6000円、69歳以上の方は81万3700円）に子（1人目と2人目はそれぞれ23万4800円、3人目以降は1人につき7万8300円）を加えた額です。

なお、子とは18歳到達年度の末日までの子、または20歳未満で障がい等級が1級もしくは2級の状態にある子をいいます。

#### ▼寡婦年金

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなった場合に、10年以上婚姻関係が継続

しており、夫によって生計を維持されていた妻に支給されます。

支給期間は60歳から65歳までの間で、夫の第1号被保険者期間に基づいて計算された老齢基礎年金額の4分の3です。

ただし、死亡した夫が老齢基礎年金を受けていた、障害基礎年金を受けていた、または妻自身が老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている場合、寡婦年金は支給されません。

なお、寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられる場合、どちらか一方を選択して受給することとなります。

問合せ 健康増進課 ☎(275)6241

## 各種

### 支援教育の取組み

市内の公立幼稚園・小中学校では、支援を必要とする子どもたちが自らの可能性を最大限に伸ばし、主体的に社会参加・自立する人間の育成をねらいとした支援教育の充実に取り組んでいます。

各学校の協力体制のもと、支援

令和5年度の余った

## 無料普通ごみ処理券を 日用品と交換します



令和5年度の無料普通ごみ処理券（ピンク）を使い切らずに残されている場合、15枚（1シート）をトイレトーパー2ロールに、30枚（2シート）を30リットルのごみ袋1セット（10枚）に交換します。なお、15枚（1シート）に満たない場合でも、8枚以上あればトイレトーパー1ロールと交換します。

### 交換期間

5月21日<sup>火</sup>から5月27日<sup>月</sup>

時間 9:30～16:30

会場 市役所別館（1階）

持ち物 持ち帰り用の袋

※必ずお持ちください



問合せ 環境政策課 ☎(275)6834

学級に在籍する障がいのある子どもたちだけでなく、通常の学級に在籍することもたちについても、一人ひとりの教育的ニーズの状況等を的確に把握し、課題を明確にし、個々の障がいの状況に応じた適切な指導や支援を行っています。

また、市内の公立小中学校すべてに通級指導教室を設置し、言語やコミュニケーション等に課題のある児童・生徒への支援も進めるとともに、各学校園における支援教育にかかる指導の充実を図るため、専門家等による巡回相談も実施しています。

市では引き続き、すべての子どもたちの豊かな人間形成をめざして、ともに学び、支え合い、ともに生きる力を育む教育の充実に取り組みます。

**問合せ** 学校教育課 ☎(275) 6434

## 雨水貯留タンクの購入費用を一部助成

雨水貯留タンクは、集中豪雨時の急激な雨水流出を抑え、浸水被害を緩和します。貯留された雨水は、庭木への散水（節水効果）や打ち水（ヒートアイランド対策）として利

用できるほか、災害時には飲用水以外の生活用水として利用できます。雨水貯留タンクの設置をお考えの方は、購入前に上下水道課へご相談ください。

**対象** 市内に住宅を所有し、1基あたりの容量が80ℓ以上の雨水貯留タンクを購入されて6か月以内の方

※賃貸住宅の場合も土地・建物の所有者の同意があれば設置できます。

**助成額** 購入金額の3分の2またはタンク容量(ℓ)×2000円のいずれか少ない方の額（上限4万円）

**申込・問合せ** 11月30日までに上下水道課 ☎(275) 6419

## 特別障害者手当・障害児福祉手当について

### ▼特別障害者手当

**対象** 日常生活で常に特別な介護が必要な在宅の重度障がい者で20歳以上の方（福祉施設入所者及び一定期間入院している方を除く）

**支給額** 月額2万8840円（2月・5月・8月・11月に支給）

### ▼障害児福祉手当

**対象** 日常生活で常に特別な介護が必要な在宅の重度障がい者で20歳未

満の方（福祉施設入所者を除く）  
**支給額** 月額1万5690円（2月・5月・8月・11月に支給）

※いずれの手当も所得制限がありません。また、申請には各手当認定用の診断書が必要です。

**問合せ** 高齢・障がい福祉課

☎(275) 6294

## 高齢者等緊急通報装置給付事業の対象者を拡充します

病気やケガ等の緊急時に、電話回線を通じて、堺市消防局への通報や、在宅介護支援センターへの健康相談ができる装置を給付します。今回から新たに日中または夜間に独居となる高齢者・重度身体障がい者（同居家族が就労、就学等のため日中または夜間の大半において不在となる方）が対象となります。

**申込・問合せ** 高齢・障がい福祉課 ☎(275) 6294



## 不審な電話に注意してください！

高石市内において、**特殊詐欺**と思われる不審メール・不審電話がかかってきています。特殊詐欺の被害に遭わないように、不審な電話等があれば**警察署に通報**してください。

また、携帯電話を使用しながらATMを操作している人を見かけたら、**声かけ**や**警察署への通報**をお願いします。

**問合せ** 高石警察署生活安全課 ☎(265) 1234



5月22日午前11時頃に市内の  
防災行政無線のスピーカーから  
放送が流れます

地震や津波、武力攻撃などの発生  
時に備え、全国一斉情報伝達訓練を  
行います。これは、全国瞬時警報ス  
テム(Jアラート)を用いた訓練で、  
高石市以外の全国の地域でも同様の  
訓練が行われます。

問合先 危機管理課 ☎(275)6245

特定健診を受けましょう！

年に1回の特定健診を受診しまし  
よう！40歳以上の国民健康保険加入  
者には、5月中旬に「特定健診受診  
券」を発送します。

▼集団健診

健診日	会場
5月26日(日)	総合保健センター
6月7日(金)	
6月25日(火)	とろしプラザ
9月17日(火)	総合保健センター
10月3日(木)	
10月20日(日)	
11月7日(木)	
12月11日(水)	市役所別館
1月26日(日)	
2月19日(水)	総合保健センター

時間 午前9時～11時30分

内容 特定健診・肝炎ウイルス検診

申込 当日直接会場へ、または市ホ  
ームページで事前予約

▼指定医療機関健診

期間 6月1日～令和7年3月31日

(後期高齢者健診は受診券が届いた  
日から)

場所 府内指定医療機関

■集団・指定医療機関共通項目

検査項目 問診、診察、身体計測、

血圧、尿検査、血液検査

料金 特定健診は無料(がん検診・  
肝炎ウイルス検診は各500円。た  
だし、40歳の方に限り、肝炎ウイル  
ス検診は無料)

持ち物 保険証・40歳以上の方は、  
国民健康保険特定健診受診券(また  
は後期高齢者健診受診券)と前年度  
の健診結果(お持ちの方のみ)

問合先 健幸増進課 ☎(275)6381

「特定健診の詳細」  
「ちいかわ」  
QRコード



## クリーニング受け渡し時には 必ず状態を確認しましょう！

ジャンパーを7カ月前にクリーニングに出した。すぐに引き  
取ったが、でき上がりの状態を確認せずにクローゼットにしま  
い、先月着ようとしたら、ジッパーの布地が引きつっていて着  
られる状態ではなかった。クリーニング店に伝えると「6カ月  
も過ぎてから苦情を言われても、引き取った後の事故によるも  
のかクリーニング時の処理の仕方の問題かどちらか分からない  
」と言われた(70歳代)

消費生活センターだより  
Consumer service center newsletter



**ポイント** クリーニングによるトラブルは、複数の要素が重なって発生することもあるた  
め原因の特定が難しく、時間が経つと解決がより難しくなります。クリーニ  
ングに出す時、受け取る時には、必ず衣類の状態や処理方法を店舗側と一緒によく確認し  
ましょう。「クリーニング事故賠償基準」を使用してトラブルの対処をする店舗もあり  
ますが、使用していない店舗もあります。利用する店舗のルールを確認しましょう。「ク  
リーニング事故賠償基準」に基づき賠償される場合は、購入時からの経過月数などが勘  
案されるので、購入時の金額が戻ってくるわけではありません。

※「クリーニング事故賠償基準」は、Sマーク(「クリーニング業に関する標準営業約款」の登録店)、  
LDマーク(クリーニング生活衛生同業組合の加盟店)のある店舗が使用しています。

困ったときは、  
消費生活センターへ  
☎(267)5501

場 所 市役所本館2階  
時 間 9:00～16:45

休館日 土・日曜日、祝日  
※来庁をご希望される場合は事前  
にお電話ください  
※休館日は「消費者ホットライン」  
☎188へお問い合わせください

## 受診率向上に向けた共働事業 特定健診特別金利定期貯金

J A いずみのとの協働事業で、期間中に特定健診等を受診し、スーパ―定期貯金（10万円～100万円）を新規で預けると年0・05%の金利が適用されます。

**期間** 5月7日～令和7年3月29日  
**対象** 高石市・和泉市・泉大津市・岸和田市・忠岡町いずれかの国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入する40歳以上の方

詳しくは、J A いずみの店頭の商品概要説明書またはJ A ホームページをご覧ください。お近くの本店へお問い合わせください。

**問合先** J A いずみの本店

☎072(439)2381



「特定健診特別金利  
定期貯金の詳細」  
こちらから▼

# みんないっしょに生きる社会を まっぼっくり

## 女性支援新法

「事情があつて働けずにお金がない」「一緒に暮らす彼氏に暴力をふるわれている」「思いがけず妊娠してしまった」などさまざまな理由で困っている状況にある女性を支える法律が新しくできました。「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）です。今年4月1日から施行されました。

「私の悩みは誰にもわかってもらえない」「自分さえ我慢すれば」など、その悩み、一人で抱え込まなくても大丈夫です。あなたを手助けする人たちがいるはずです。

困った状況の女性を助ける法律は昭和32年に施行された「売春防止法」がありました。ただ、売春をする女性などに対象が限られていました。また、女性を助けるというよりは、女性の「更正」（まともな道へと指導する）が一番の目的でした。

いま、大変な状況にある女性たちの立場はさまざまです。仕事がなく、売春することでお金を得ている女性、結婚しているけれどパートナーから暴力をふるわれたり、モラハラを受けたりしている人、10代で家庭環境

が良くなく家に居場所がない子どもなど、多様な環境があります。悩みが一つでは無く、お金のこと、性のこと、家のことなどが複雑に絡み合っている状態の人もいます。コロナ禍で人とのつながりが弱まり、孤立してしまっている人も増えました。

そういった全ての女性を支えようというのが、この法律のめざすことです。もちろん、「パパ活」のようなことはよいことではありません。ですが、「罰する」のではなく「寄り添って支える」ことが、今までの法律と違うところです。

**困難な問題を抱えるあなたへ**

あなたのいまの状況は、あなたのせいではなく、そうせざるを得ない理由があるからかもしれません。誰かの助けを借りながら環境を変えることで、抜け出せる可能性があるのです。まずは相談してみてください。

「自分に合う」場所をみつめましょう。

相談してと言われても、疑問に思う人も多いと思います。女性支援新法では、たくさんの方の支援団体が協力し合って女性を支

えます。

・各都道府県にある女性相談支援センター  
・福祉事務所  
・児童相談所  
など、女性が安全な場所で生活し、自立をめざせるように支えます。まずは市区町村の相談窓口で連絡してみてください。

「このことは合わないな」と思っても、支援団体は多くあります。あなたに合うと思うところ、話しやすいと思う人がいるところが、きっとあるはずです。

悩みの全てを話す必要はありません。言いたくないことは言わなくて大丈夫です。「自分の悩みなんで大したことない」などと思わず、声を上げてみてください。

いまここに、たどり着いてくれたあなたの勇気に寄り添い支援する味方が必ずいます。あなたの力にきっとなれるはずです。

\* 出典：厚生労働省ホームページ  
人権・生活相談課

☎(275) 6279



# 大切なお家の これからを考える時に

## 各種補助制度のご案内

問合せ 都市計画課 ☎(275)6479

### 耐震診断・耐震改修補助制度

住宅の耐震診断・改修にかかる費用の一部を補助します。

**対象** 昭和56年5月31日以前に建築され、居住または使用している木造住宅

※耐震改修は直近の課税所得金額が507万円未満の方が対象

#### ■耐震診断

**金額** 診断費用の11分の10以内の額  
(上限額5万円)

#### ■耐震改修(耐震診断後)

**金額** 改修費用として70万円または90万円を補助

### 空き家対策補助制度

空き家バンクの登録物件で売買が成約した方に、費用の一部を補助します。買主は当該物件に住民登録が必要です。

#### ■買主

購入費用の補助として最大30万円、  
改修費用の補助として最大30万円を補助

#### ■売主

不要物撤去の補助として最大5万円

### ブロック塀等の撤去補助制度

ブロック塀等の撤去にかかる費用の一部を補助します。

#### 対象

・道路に面するブロック塀等で、ブロック塀等の高さが60cmを超えるもの

**補助金額** 撤去する費用の2分の1の額  
(上限額15万円)

※「児童が主に通学に供する道路」に面するブロック塀等の場合は、撤去する費用の全額  
(上限額15万円)

### 空き家除却補助制度

空き家の除却にかかる費用の一部を補助します。

**対象** 昭和56年5月31日以前に建築され、1年以上居住実績のない木造住宅

**金額** 除却する費用の2分の1の額  
(上限額40万円)

※各補助制度にはその他要件があります。  
必ず事前に申請を行ってください。また、  
予算額に達しますと終了になります。  
各制度の詳細については市ホームページをご覧ください▶

